

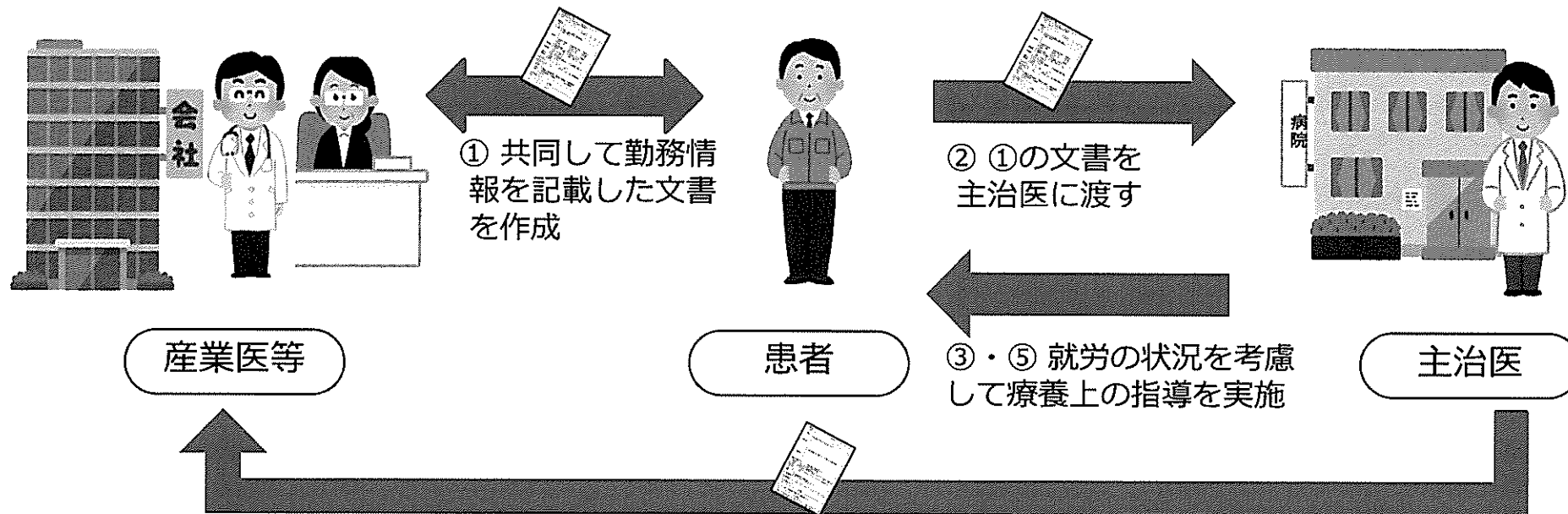
- 患者本人と企業が共同で作成した勤務情報書に基づき、主治医が、患者に療養上必要な指導を実施し、企業に対して診療情報を提供した場合について評価するもの
- また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導を行った場合についても評価される

対象となる疾患

がん（平成30年度）

脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病（令和2年度追加）

心疾患、糖尿病、若年性認知症（令和4年度追加）



④ 患者の就労と治療の両立に必要な情報の提供を行う
（医師が情報提供書類作成、もしくは外来に同席した産業医等に情報提供）

※下線部が、令和4年度改定部分

対象となる疾患

がん、脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症初回：800点（情報通信機器を用いて行った場合：696点）

- ① 患者と事業者が共同で作成した勤務情報を記載した文書を受け取る
- ② 患者に療養上必要な指導を実施する
- ③ 企業に対して診療情報を提供する※

※ 企業側の連携先：産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師、衛生推進者2回目以降：400点（情報通信機器を用いて行った場合：348点）

- ④ 診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を実施する

※初回を算定した月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する

相談支援加算：50点

- 患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合について評価
- 両立支援コーディネーター養成研修を修了した者であること